

第1回国際植物防疫条約に関する国内連絡会の議事概要

- 1 日時：平成19年9月14日（金）（14:00～17:00）
- 2 場所：農林水産省 飯野ビル第1会議室
- 3 出席者：
 - 秋山 博志（日本くん蒸技術協会）
 - 生駒 泰正（全国農業協同組合連合会）
 - 牛谷 勝則（（独）農林水産消費安全技術センター）
 - 内海 晟（日本青果物輸入安全推進協会シトラス部会）
 - 小野 祐幸（日本果樹種苗協会）
 - 金谷 勉（日本草地畜産種子協会）
 - 古茶 武男（全国植物検疫協会）
 - 佐々木 珠美（日本生活協同組合連合会）
 - 清水 眞長（全国木材組合連合会）
 - 鈴木 昭二（日本種苗協会）
 - 鈴木 秀明（日本園芸農業協同組合連合会）
 - 藤井 晶啓（全国農業協同組合中央会）
 - 細川 延英（日本青果物輸入安全推進協会）
 - 横上 重曜（日本青果物輸入安全推進協会その他果実部会）
 - 米倉 幸夫（日本青果物輸入安全推進協会安全問題専門委員会）

事務局：

- 別所 智博（消費・安全局植物防疫課長）
- 小川 良介（消費・安全局国際基準課長）
- 島田 和彦（消費・安全局植物防疫課 検疫対策室長）他

4 議事の概要は以下の通り。

（1）本会の意義について

事務局側から、植物検疫措置に関する国際基準の策定に、これまで以上に関係者との連携をとりつつ積極的に関与していくために本会を開催する旨説明した。

（2）WTO/SPS 協定に関する全体説明

事務局側から、WTO/SPS 協定と国際基準の関係について説明した。

出席者より、ある国が突然措置を変え、輸出出来なくなるという場合があるが、どのようにすれば事前に措置変更の情報を得られるのかとの質問があり、これに対し、事務局側から、SPS 協定では第7条に透明性の確保という規定があり、加盟国は、SPS 措置を新しく制定したり変更する場合に、それが他の国の貿易に大きな影響を及ぼすおそれがあり、関連する国際基準が存在しないか、その規制の内容が国際基準と異なる場合には、その規制案の内容を他の国に事前に知らせなければならない。個別の事例については、農水省の関係各局・課に問い合わせれば情報提供する旨

回答した。

(3) 国際植物防疫条約 (IPPC) に関する全体説明

事務局側から、IPPC の組織体制及び活動内容等について説明した。

(4) 本年各国協議されている植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 案について

事務局より、基準案及び対応方針について説明をし、意見交換を行った。

ISPM No.5 植物検疫用語集の改正及び補足案「剥皮及び樹皮無し材」

参加者から特段の意見は出されなかった。

ミバエ類の病虫害低発生地域の設定

参加者から、ミバエは国内の生産者にとって非常に重要であり、低発生地域からのミバエ寄主果実の輸入が解禁されないようにして欲しい旨の意見が出された。これに対し、事務局側から、ミバエ低発生地域からの輸入を解禁するというのではなく、我が国は、他の処理と組み合わせる等、トータルとしてミバエの侵入を防ぐ措置を検討している旨回答した。

また、本 ISPM 案は我が国農産物の輸出振興に利用できるとの意見が出された。

植物検疫リスクによる品目の分類

参加者から、我が国の動植物検疫における品目の分類についての質問がなされ、これに対し、事務局側から動植物検疫上のリスクに応じて個別に取り扱っている旨説明した。

臭化メチルの代替措置検討のためのガイドライン

参加者から、代替措置の実用性及び環境への影響についての検討も必要である旨の意見が出された。

積荷のサンプリング

参加者から特段の意見は出されなかった。

(5) 植物検疫に関する意見交換

参加者から、本会議の開催にあたっては、ISPM の背景等についての情報及び今回情報提供された段階より前の策定段階からの情報を提供して欲しい旨の意見が出された。

また、「植物防疫に関する研究会」報告で示されていた提言と現状を比べたところ、

国際対応については、取り組もうとしていると感じた。

新たにインターネットによる輸入も拡大しており、消費者への情報提供が重要。

部局の新設や施設整備について実行状況を明らかにして欲しい。

旨の意見が出された。